

議案第20号

日野町立学校施設使用条例の一部改正について

日野町立学校施設使用条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月6日提出

日野町長 埴 田 淳 一

日野町立学校施設使用条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

令和5年4月1日に日野町立義務教育学校を設置することに伴い、区分学校名を「日野学園」とし改正するもの。

2 改正内容

別表（第5条関係）中の区分学校名「根雨小学校」を「日野学園」と改め、「黒坂小学校」及び「日野中学校」を削除するとともに、使用料の該当箇所を削除する。

3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

日野町立学校施設使用条例の一部を改正する条例

日野町立学校施設使用条例（昭和45年日野町条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表（第5条関係）			
区分 学校名	屋内運動場		屋内運動場
	入場料金を徴収しないとき（1時間当たり）	入場料金を徴収する（1時間当たり）	入場料金を徴収する（1時間当たり）
日野学園	200円	400円	400円
	—	—	—
多目的教室	入場料金を徴収しないとき（1時間当たり）	入場料金を徴収する（1時間当たり）	入場料金を徴収する（1時間当たり）
	200円	400円	400円
屋外運動場	1につき		1につき
	400円		400円
別表（第5条関係）			
区分 学校名	屋内運動場		屋内運動場
	入場料金を徴収しないとき（1時間当たり）	入場料金を徴収する（1時間当たり）	入場料金を徴収する（1時間当たり）
根雨小学校 黒坂小学校 日野中学校	200円	400円	400円
	200円	400円	400円
多目的教室	入場料金を徴収しないとき（1時間当たり）	入場料金を徴収する（1時間当たり）	入場料金を徴収する（1時間当たり）
	200円	400円	400円
屋外運動場	1につき		1につき
	400円		800円
(追加使用料) 冷暖房使用時1時間50円を加算			

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。